

「(仮称) 動鳴山風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、自然電力株式会社が、熊本県天草市において、最大で出力 25,200kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の工事計画は、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の新設や道路の拡幅等により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。また、改変区域のほぼ全てを切土で造成するため、発生する大量の残土の処理のために土捨て場を設置し、更に多くの土地の改変が行われる計画となっている。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺はハチクマ、サシバ、アカハラダカ等の鳥類の主要な渡り経路になっているほか、対象事業実施区域の周辺には、重要な両生類の生息が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

エ 今後、対象事業実施区域の周辺で他の事業者が風力発電事業を計画し、さらに、同事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備等の新設や道路の拡幅等により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。また、改変区域のほぼ全てを切土で造成するため、発生する大量の残土の処理のために土捨て場を設置し、更に多くの土地の改変が行われる計画となっている。

このため、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとなるよう、風力発電設備等の配置、設置高、線形等の見直しや擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画の見直しを行うこと。また、沈砂池等の配置、流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に環境保全措置を講ずることにより、動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

なお、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

2. 各論

(1) 土地の改変に対する影響

対象事業実施区域の一部は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林に指定され、対象事業実施区域の周辺には、「山地災害危険地区調査要領」（平成 28 年 7 月林野庁）に基づく山腹崩壊危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の新設や道路の拡幅等により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採、土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、関係機関、地元自治体等と十分に協議及び調整を行った上で、専門家等からの助言を踏まえ、土地の改変による動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、ハチクマ、サシバ、アカハラダカ等の鳥類の主要な渡り経路になっている。

このため、本事業の実施による鳥類の渡り経路への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 両生類に対する影響

対象事業実施区域の周辺では、重要な両生類の生息が確認されており、本事業の工事計画は、同種の生息が確認されている地点の近くを改変する計画となっている。

両生類は水環境の悪化に対して脆弱であり、特に繁殖場所への濁水流入の回避には確実を期すことが求められるため、本事業の実施に伴う重要な両生類への影響を回避する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 重要な両生類の生息状況に関する情報は現時点で限られているため、事業の実施に当たっては、行政機関、研究機関等による調査とも連携するなど、可能な限り対象事業実施区域及びその周辺における重要な両生類の生息場所の把握に努めること。

イ 専門家等からの助言を踏まえ、アにより新たに明らかとなった生息場所を含め、土砂及び濁水の流出を防止する必要がある箇所において、沈砂池や木柵の設置等の環境保全措置を適切に実施すること。また、これらの環境保全措置の具体的な内容及び施工方法について、評価書に記載すること。

ウ 現地調査において確認された重要な両生類の生息地点において、工事中及び稼働後における事後調査を行い、これらの生息状況を確認すること。また、事後調査の結果、重要な両生類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、生息環境を改善するための環境保全措置を講ずること。